

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（学科）

開催のご案内

労働安全衛生規則の一部改正（R6年2月1日施行）により、事業者は労働者をテールゲートリフターによる荷役作業の業務に就かせるときは、労働安全衛生法第59条第3項の規定による特別教育を行わなければなりません。

当協会では、テールゲートリフター特別教育（学科）を下記により開催いたしますので、貴事場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

静岡労働基準協会

記

1. 講習（学科）日程等

講習開始時間	講習会場
9:00～14:30 (休憩時間等含)	静岡県産業経済会館 3階 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻 10 分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

2. 講習カリキュラム（学科：法定4時間以上、実技：法定2時間以上）

学 科	(1) テールゲートリフターに関する知識	1.5 時間（90 分）
	(2) テールゲートリフターによる作業に関する基礎知識	2.0 時間（120 分）
	(3) 関係法令	0.5 時間（30 分）
実技	テールゲートリフターの操作の方法	2.0 時間（120 分）

(注-1) 当協会では学科講習（4h）のみ行います。※科目の省略講習は行いません。

(注-2) 実技講習は、各事業所で実施してください。

3. 事業所での実技講習について

- ・実技の講師は、科目について十分な知識、経験等を有する者が行ってください。
- ・実技で使用するテールゲートリフターは、自社で所有する車両等により実施してください。

※事業者は、特別教育を行ったときは、実施者（講師名等含む）、受講者名や科目などについて記録を作成し、3年間保存しなければなりません。（下の9を参照）

※実技講習の科目省略については、下記6②を参照のこと。

4. 学科講習受講料（テキスト代、消費税等を含む）

当協会会員	10,500円	非協会会員	11,500円
-------	---------	-------	---------

※県内各地区労働基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。

受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

5. 受講対象業務

- (1) テールゲートリフターの操作の業務とは、テールゲートリフターの稼働スイッチの操作のほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップ等々の操作、昇降板の展開及び格納等、テールゲートリフターを使用する業務です。
- (2) 受講対象とならない業務とは、荷を積み下ろす作業を伴わない定期点検業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、車いすを対象とする介護用車両の装置等の業務となります。
- (3) テールゲートリフターの操作の業務を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者であっても本特別教育を受講することが望ましいとされています。

6. 科目の省略

令和6年2月1日の施行（適用）日時点で、荷を積み卸す作業を行うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者は、上記2の講習カリキュラムより、科目に応じて次に掲げる時間以上とすることが出来ます。

- ① 学 科： テールゲートリフターに関する知識（正規90分） 45分以上
※当会では、科目省略者講習は行いません。
- ② 実 技： テールゲートリフターの操作の方法（正規120分） 60分以上
※事業所は、科目が省略される者の経験証明書を作成し保存してください。

7. 受講資格

- (1) 18歳以上の者
- (2) 外国籍の方は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これに対応できる方を対象として受け付けます。また、通訳等の同伴は出来ません。

8. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)
※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。
- (2) 受講申込書を作成し、FAXで送付してください。(FAX 054-253-7613)
※FAXの到着順に仮受けします。
事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。
※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。
※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。
- (3) 事務局より、折り返し“請求書”及び“受講票”をFAXでお送りします。
※受講料は、遅くとも受講開始日2週間前までに納入してください。
- (4) 受講キャンセルの場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。
また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書をFAXで事務局までお送りください。
※キャンセルの場合は受講開始日1週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日2日前までに事務局までご連絡ください。

9. 講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

[自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効した物。]

1 0. 修了証の交付 学科講習修了者には、当日講習会終了後「**学科修了証**」を交付します。
実技に関しては、「**実技修了証様式**」を学科講習終了時にお渡しします。
※実技講習修了後、下欄の実施日と実施者名を記入してください。

1 1. 携行品 受講票、本人確認証明書（上記7のいずれか一つ）、筆記用具
昼食（近隣の食堂及びコンビニが利用できます。）

1 2. 受講者が少ない場合、開催取り止め又は別日への移動をお願いすることがあります。

1 3. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613